

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース6月号 (No.115)

2013年6月27日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

6月10日の第16回総会は、140名の参加で終了しました。参加されたみなさん、お疲れさまでした。総会でのシンポジウムや論議をもとに各地で学び、児童福祉法24条1項が残った意義と保育で大事にしたいことを、確かめ合っていくことが、今、重要ではないでしょうか。新制度施行を前に、それぞれの法人・園のなかで、また地域の園長会のなかでも、子どもたちの現状をもとに、新制度でどうなるのか率直に話し合いながら、各自治体や地方版子ども・子育て会議に意見を出していきましょう。今後の保育を左右する大事な時期を迎えています。

経営懇総会報告 part1 児童福祉法24条1項をい かし、子どもと保護者の願 いに寄り添う保育を！

6月10日に、エデュカス東京にて第16回全国民間保育園経営研究懇話会総会を開催し、約140名の会員が参加しました。午前はシンポジウム、午後に総会を行いました。

●シンポジウム「子ども・子育て会議への提言」



シンポジウムは、「子ども・子育て会議への提言」をテーマに、現場の実情をまじえながら、新制度の問題点と私たちの要望を報告しました。報道機関にシンポジウム開催をご案内し、NHK 解説委員・東洋経済新報社・しんぶん赤旗・東京民報社の4社から参加がありました。報告は、下記の4点から行いました。

・保育時間について

東京の(福)多摩福祉会・砧保育園園長の安川信一郎さんは、保育の必要性にもとづく保育時間の問題について、報告しました。多摩福祉会・こぐま保育園は、1973年に開園し、制度がない中で長時間保育を実施してきました。その経験から、保育時間は、子どもの生活を中心に考えるべき・親の就労で区切ることは問題がある、と指摘しました。

・保育士の配置、処遇改善

北海道・(福)葦の会・のびろ保育園園長の菅原信子さんは、自園の園児数と国基準の配置数・実際の配置数をもとに、旭川市独自の加配制度があることで、障害のある子どもも含めて保育をどうにか保障できている実態であることを報告しました。また、保育士不足の根本原因は待遇の悪さがあること、保育の質を確保し向上させていくには、保育士が経験を積むことが必要だが長年勤めても給与に反映できない運営費の現状があることを訴えました。

・面積基準について

東京・(福)陽光会・練馬区立北町保育園園長の高田礼子さんは、保育室の面積基準緩和はもつてのほか、新制度で多様な施設に多様な基準が設けられることは問題であり、子どもの命にも直結する問題であることを報告しました。新制度施行にあたっては、国際的に比較しても低い現行の認可保育所の基準を抜本的に改善すること・保育条件や基準に格差をもちこまないこと、と訴えました。

・新制度が保育所経営におよぼす影響

福岡・(福)紅葉会専務理事の原田秀一さんは、新制度のもとでは、保育所の収入が大きく減額され経営の厳しさに直面せざるを得ないことを、試算をまじえて報告しました。児童福祉法 24 条 1 項が残ったとはいえ、保育時間の認定により短時間の区分が導入されることや、委託費の算定日数が週 5 日で現在より減る可能性があること、さらに自治体の補助金が継続されるかは不透明であり施設整備費はなくなるなどから、このままでは委託費の減額は必至です。24 条 1 項が残ったことを最大限活用し、市町村の保育実施義務にもとづく保育所に予算を確保し、現行の認可保育所での保育水準を後退させないようにすること、また、施設整備補助の対象として保育所を復活させること等を、国にむけて要望していこう、と発言しました。

・企業参入の現状は！？～会場から

報告を受けて会場から、認可保育所への企業参入の現状と、公私連携保育法人について質問が出されました。

認可保育所への企業参入の状況については、練馬区での例が報告されました。練馬区では、民間委託で企業が参入し、公立保育園の園長会とは別に委託の園長会を設けています。職員配置は、練馬区の保育基準に沿ってされていますが、処遇内容は不十分な園もあるようです。企業立の認証保育所では、経営側の理由で、保育を打ち切られ急遽保育園を探した、というケースも報告されました。公私連携法人については、社会福祉法人・学校法人以外の株式会社でもなれますが、具体的な条件等については市町村との契約で決めることとなっています。

「横浜方式」による待機児童解消を安倍政権が打ち出している中で、企業参入をどうみるかが、一つの論点になっています。

※「横浜方式」に関して全保連から見解と提言が出されました（同封の全保連ニュース参照）。

経営懇談会報告 part2

組織強化をめざし会費・会員制を改定、各地域で1割以上の会員組織をめざそう／丁寧な方針提起を求める発言あり

午後からの総会では、2012 年度の活動のまとめ・2013 年度方針の提案をうけ、活発な議論が交わされました。特に、4 号議案で提案した会員制の改革と会費の改定に対して、質問・意見が出されました。

当面 500 施設を目標に今後 1000 施設をめざして会員を組織していく、という方針提起については、一定の影響力を持つために 1 割以上という目標は必要である、と賛同する意見が出されました。そのための会員制と会費の改定であることは理解したうえで、「予算の内容をもう少し詳細に伝えてほしい」という意見が出され、あらためて追加資料をお送りすることを確認しました。

施設会員制への変更については、組織として会員になることで、個人の判断ではなく集团的に議論し参加する契機となる、会員一人ひとりが積極的に受け止め主体的に参加しよう、という発言がありました。会費は年間 3 万円になり、現行の会費より金額的には高くなりますが、施設単位で加盟し全国的な組織であることを考えれば、高額すぎるわけではない、という声が出ていました。

会場からの質問・意見を通じて、参加されたみなさんの前向きな姿勢が感じられました。今後、さらに会員を広げ、活動を広げていくために、これまで以上に、会員の



みなさんへの情報提供や意見交流の機会を大事にしていこうと確認しました。

●発言より

討論では、2本の指定発言（愛知・東京）と会場



からの発言がありました。

（福）緑の丘福祉会ひまわり保育園園長の川上さんが

『保育をよくするネットワーク名古屋（保育ネット）』でとりくんだ保育料値上げ反対のとりくみについて発言しました。保育ネットとして、保護者の声を粘り強く市議会議員に届け、公・民の保護者とともに2か月の間に6回の議員要請や議会傍聴を行ない、マスコミにも取り上げさせ世論をつくり、最終的に保育料値上げを撤回させました。市民と結びあいながら、公立・民間でともに運動を進め積み上げてきたことが、議員・議会を動かしました。

東京の（福）和光会・阿佐谷保育園園長の新妻さんから、杉並区での保育所に入所できなかった保護者の運動に民間保育園として関わってきた経験について、



発言がありました。今回の杉並の運動のきっかけは、入れなかった保護者が荻窪北保育園に相談したことでした。一緒に区立の保育室を認可保育所にしてほしいという運動にもとりくみ、入れなかった保護者とすでに保育園に入所している保護者がつながり、職員も関わるようになりました。そのなかから、当事者の待機児童の保護者が自主的に会をつくり立ち上がり、区の行政を動かすまでの運動をつくりました。また、区の園長会（17園）には経営懇会員が4園ありますが、企業立の園も4園になろうとしています。企業立の園の園長さんたちと一緒にどのよう



な一致点をつくっていけばいいのか、今後の課題です。

三重の（福）鈴生会理事長の山中幹雄さんからは、子育て支援室と一時預かり

の専用施設建設にあたって土地を取得したが租税特別措置法の対象にならないとされたため、私保連を通じて要望をあげようとしていることが報告されました。

神奈川の（福）あらぐさ会理事長の辻村さんは、第45回研のとりくみのなかで、県内各地でつながりを広げている現状を報告し、全国からの参加を訴えました。



※各地域の活動や、三重の発言等に関する資料は、同封の資料集（各地域の活動編）をご覧ください。

厚労省懇談

「法体系が違う」施設を無理やり一緒の制度に押し込め、子どもにしわ寄せ？

総会翌日の6月11日に厚労省との懇談を行いました。厚労省からは、保育課予算係・田仲さん、保育課運営費係長・武居さん、保育課認定こども園運営費係長・加藤さん、保育課企画調整係・うちだてさんの4名、経営懇からは役員を中心に13名が参加しました（懇談の詳細は、同封の資料参照）。



今回は、先月のニュースに同封した要望書をもとに懇談しました。保育士の処遇改善と待機児童問題、子ども・子育て支援新制度について、の3点で懇談しました。

要望書にもとづく回答の中味は、これまでと変わ

らず、詳細は子ども・子育て会議で検討する、という報告に終始していました。また、新制度では法体系の違う施設を一緒にしているため、かなり無理があるという担当者の発言がありました。施設整備に関しても、減価償却費を単価に上乘せする方式と交付金方式を選択制にする可能性があるとのことでしたが、実際の手続き等はかなり複雑・煩雑になり、実際に可能なのか疑問です。制度の詳細設計が進められる中で、今後さらに様々な矛盾が噴出することが予想されますので、こちらから具体的な要望をだし、矛盾点や争点を明らかにすることが必要です。

各自治体でも、現行の単独補助の継続や、実際の



手続き等、具体的な問題をあげながら、不明な点は国に投げかけていくよう担当窓口と懇談しましょう。

6.11 国会要請行動& 子どものための保育制度確立をめざす院内集会

6月11日に、より良い保育を！実行委員会が主催し、待機児童解消と子どものための保育制度の確立をもとめる院内集会&国会要請行動を行い、全国から150名が参加しました。午前は、衆議院議員会館内でシンポジウムを行い、午後は議員要請を行いました。

●6.11 子どものための保育制度の確立を求める院内集会に参加して

大阪・(福)こばと会・長瀬弥生

現在、企業立の保育園の認可保育園に占める割合が、横浜では26%、川崎では30%に増大し「認可」されているそうです(全国では2%)。そこで働

いていた保育士さんからは「コスト削減のために、給食のおかわりはない」「保育士の給食も子どもと同量で、コンビニで買って補充していた」「プールはブランダで週1~2回」「散歩も行けず、行っても30分」「体力がなく、すぐ疲れたという子ども」「おもちゃで一人遊びすることが多い」「職員がすぐ辞めてしまい、一度に8人やめたこともある」等々、ショッキングな事例がたくさん出されました。

また、東京の認可保育園(企業立)に子どもをあずけている保護者の方からは「周辺環境もリサーチせず、突貫工事で開園」「面積基準オーバーで子どもも先生も身動きがとれない」「担任が休んだり、保育士が足りない日は、同じ会社のベビーシッター事業から人が派遣されたり、系列園から回ってきたりして、朝も夕も園外の知らない職員と対面することがある」等の耳を疑うような実態が報告されました。

「待機児童解消のため」という名目で最低基準の緩和や企業参入が正当化されようとしています。子どもを守る保育の質(それも最低ラインの)がズタズタにされていると感じました。もはや何でもありの形式上の「認可保育所」というだけでは安全や安心の担保にはつながりません。最低基準の緩和を許さず、公的責任において、子どもの生命と安全、健全やかな育ちを保障する保育の質を求めていくことが緊急の課題だと痛感しました。

各地の保育情勢・動き

新制度施行にむけて、国が着々と準備を進めている中で、各自治体と懇談や要請を行ない、具体的な問題を提示し考えあつていくことが求められています。各地域の動きを紹介します。

●東京都豊島区私立保育園園長会~区へ要望書提出

東京都豊島区の私立保育園園長会(12園)では、6月19日に区に対し要望書を提出しました。子どもの処遇・保育運営に関する要望のほか、特別要望として、新制度・待機児童解消対策・公立保育園の民

営化に関する内容を要望しています。

新制度に関する要望としては、地方版子ども・子育て会議への参加や、子どもの視点からの慎重な論議を求めています。また、24条1項の市町村の保育実施義務にもとづき待機児童数の把握と認可保育所の整備計画策定を求めています(詳細は資料集参照)。

園長会では、子どものためにという観点から、園長会で一致できるとりくみを積み重ねてきました。毎年区に対し予算要望書を提出し、区長との懇談を行なってきました。この間の保育制度改革に関しても、学習会を開催したほか、国への意見書採択を求める要請も園長会として行い、区議会議員への要請を行なった結果、2回採択され、豊島区から国へ意見書を提出することができました。その他、園長会として、各園の保護者に対して署名活動への協力をお願いするなど、合意できるところから一つずつとりくみを重ねてきた歴史があります。

このような積み重ねを土台に、新制度実施にあたって自治体との話し合い等を行っていきます。今回提出した要望書については、7月17日に区長懇談を行う予定です。

●深谷市民間保育協議会～子ども・子育て会議に代表参加、意見集約のため部会開催

埼玉県深谷市の深谷市民間保育協議会(市内の私立認可保育園全園28園が加盟)では、地方版子ども・子育て会議に代表1名が参加することが確定しています。会議に参加するにあたって、意見を反映させていくために、政策対策部会(仮称)を立ち上げ、検討を始めています。

協議会は、認可保育所への企業参入には反対の立場であり、公立保育園の民営化にあたっては、積極的に受託していくことを確認してきました。また、毎年市長との対話会を行い、様々な要望を伝える場を設けています。

深谷市には経営懇会員園が複数あり、政策検討部

会に入り、積極的に意見集約に取り組む姿勢でのごんではいます。

各地域の活動 ●県内外に呼びかけて制度学習会&交流会／愛知

6月17日に、保育制度を考える会(代表:小西文代・(福)新瑞福社会こすもす保育園園長)が、名古屋市・ウインク愛知において、村山祐一氏を講師に保育制度の学習会を行ないました。愛知県を中心に岐阜・三重から20自治体・112人が参加しました。

◆誘導策に惑わされず福祉としての保育を守ろう

村山氏は、子ども・子育て支援新制度について、これまでの補助金等の流れが根本から変わる大変重大な改革であることをおさえたうえで、その中で市町村の保育実施義務を復活させ、24条1項として法律



に残させた意義は本当に大きい、と強調しました。しかし、残しただけで何もしなければ意味がありません。市町村に保育の実施責任を果たさせるように自治体単独の補助金継続や施設整備の復活を求め、現場から発信していくことが、今こそ必要です。幼保連携型認定こども園への移行を促すための誘導が予想されますが、移行してしまえば市町村の保育実施義務は形骸化し、保育の市場化が一気に進むこととなります。誘導策に惑わされず、子どもの生活保障、発達保障を担う福祉としての保育所を守り拡充させることの重要性を考える学習会となりました。

◆活動を学びあい元気になる～東海地方交流会

学習会終了後、東海地方の経営懇会員の交流会を行ない、それぞれの自治体の状況や課題を出し合いました。



名古屋市では、待機児童対策として賃貸方式等で保育所増設をしているものの、市は社会福祉法人から手があがらなければ企業参入をすすめるとしているため、企業参入阻止のために努力を続けていることが報告されました。新制度にむけては、政令市である名古屋市から、制度導入に向けた説明会が会さされ、これまでの補助金や保育料の減免等も制度導入を契機に考え直すと市側から発言がありました。愛知県下の子ども・子育て会議については、3月議会で春日井市・刈谷市・瀬戸市で設置が決まり、6月議会では豊田市・岡崎市が設置予定です。

岐阜県中津川市では、地方版子ども・子育て会議への参加要請と、中津川市単独補助金の継続を訴えています。また、保育の質向上のために合研参加を位置付けて、バスでの参加を呼びかけたところ、50人を超えバスを2台にすることを検討しています。岐阜県全体では、県の担当者自身が新制度をどう考えればいいかわからないという状況にあり、子どものために一緒に考えていくというスタンスでとりくむ、との報告でした。長く認可外だった高山市の保育園が4月から認可園となり、拠点となる園が増えたことも報告され、参加者から拍手が起きました。

三重県からは、鈴鹿市・四日市市の会員園が参加しました。鈴鹿市では6月議会で子ども・子育て会議の設置を決める予定です。四日市市は、単独補助が多いので、補助金継続等を要請しつつ担当課と一緒にとりくむ予定です。職員や保護者に、企業参入の問題点や新制度への運動についてどう伝えていくのが課題、と話されていました。

今回の学習会を企画するに当たっては、当初、会員対象の会にする案もありましたが、新制度施行の前に、「幅広い保育関係者に呼びかけて広げることが、

今こそ大事にしよう！」と声があがり、愛知県内全民間保育園に案内を発送しました。実際に、愛知県内16自治体から参加があり、新制度施行を目前に控えてより具体的に、新制度についての不安が広がっているとと言えます。会員が中心となりつつ、地域の保育関係者と一緒に学び、自治体にむけた共同のとりくみをできることから広げていくことが求められています。

●副園長・主任交流会／大阪・福祉同友会

大阪・福祉同友会は、6月18日に副園長・主任交流会を開催しました。この交流会は、大阪で開催した経営懇主任セミナーの実行委員になった主任さんたちの「継続して交流したい」という要求から、同友会主催で企画してきたものです。毎回、実行委員会を結成し、準備を進めてきました。

これまでは半日の企画でしたが、第3回を迎える今年は、1日つかい午前に杉山隆一氏の講演、午後は分科会と1日かけて分科会での論議時間を保障しました。同友会会員園の副園長・主任約50名の参加がありました。分科会は、①民主的な職員集団づくり、②保育の質を高める主任の役割、③子どもの安心安全のために～保護者対応について～、④地域の要求に応えるために～保育運動を通して～の4つのテーマに分かれました。それぞれ、実践報告をもとに、交流しました。

各園で世代交代が進みつつある中で、幹部職員の育成は共通の課題であると同時に、副園長・主任さん達自身も園を超えて交流したいという要求をもっています。その要求から出発し、主体的に企画・進行に参加してもらった経験を重ねられるよう、同友会として取り組んでいます。



当面の課題

●自治体への要請・懇談を、 会員園のある全ての自治体で とくもう

地域の園長会や所属する保育団体、保育連絡会等で、要請・懇談を行きましょう。

*東京・豊島区私立保育園園長会の要望書（資料集に掲載）等を参考に、各自治体への要請のポイントを検討しましょう。

*すでに政令市では、名古屋市が補助金や民改費の見直しに言及しています。補助金継続等の要望を早急に自治体に行い、懇談しましょう。

●児童福祉法 24 条 1 項復活 の意義を学び積極的に活用し よう

復活させた 24 条 1 項を積極的に活かすためにも、保育所で保育を受ける権利を主張し続けることが重要です。私たち民間保育園としては、新制度導入を控えた今こそ、保育所守れ・保育所の拡充を主張し、制度の詳細設計に対し具体的な要望を出していくことが、緊急の課題です。

園長・理事、必読！

小論『児童福祉法 24 条 1 項の復活の意義と課題』村山祐一氏・逆井直紀氏、共同執筆

*保育情報誌 6 月号に掲載。ぜひお読みください！

●新制度を学び考えあおう

*学習パンフ

保護者や職員と新制度の問題点・争点を学びましょう。地域の保育関係者にもおすすめです。

※1部100円。ただし、100部以上まとめると1部60円卸し。

*第 45 回 研集会に結集し学ぼう

神奈川で開催される第 45 回 研。制度問題から保育内容まで、保育者も保護者も一緒に学びます。各法人・園で、職員研修や保護者との交流に位置付けて、園ぐるみで参加し、学びましょう。

※新制度関連シンポジウム（8月11日）に、理事や地域の園長さんたちを誘って参加しましょう。

保育をめぐる情勢

●第 3 回 子ども・子育て会議開催

6月21日に第3回会合が行われました。今回はこれまでの提案事項の修正等にとどまった模様です。内閣府のホームページに資料が掲載されています。基準検討部会は、6月28日に開催されます。

●社福のみ情報開示！？一厚労省通知出される

規制改革会議の要請を受けて、厚労省は、5月31日付で、「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」の通知を出しました（同封の通知参照）。

各法人から提出された資料を厚労省ホームページに掲載することを告知し、各法人で業務と財務に関する資料を公開するよう依頼する内容です。あわせて、今後、財務諸表等の公表状況を調査するとしています。

◆北欧保育ツアーご案内◆

有志企画として北欧保育ツアーが計画されています。日程が、6泊8日に短縮されていますので、同封の案内をごらんください。

2013年度セミナー日程

9/1~2（日~月）夏季セミナー／愛知

11/8~9（金~土）主任セミナー／東京

2014.1/13~15（月・祝~水）

第 34 回 経営研究セミナー／福岡

◆◆◆同封の資料 ご確認ください◆◆◆

- ①資料集（地域の活動）
- ②厚労省懇談の報告
- ③全保連ニュース（「横浜方式」への見解と提言）
- ④厚労省通知
- ⑤北欧保育ツアーのご案内（改訂版）

保育所の拡充で、子どもたちの保育を受ける権利を確立させよう — 全国の民間保育所が声をあげる時は、今！ —

政府は、子ども・子育て支援新制度（新制度）を2015年4月から本格施行することをめざし、子ども・子育て会議での検討を始めました。新制度は、子どもたちの「保育を受ける権利」と「発達を保障される権利」を脅かし、福祉としての保育をないがしろにするものであり、子どもの権利条約違反そのものです。

私たちは、全国の園長・理事の方々とともに「新システムでは子どもの命と発達を保障できない」として反対の意思を表明し運動してきました。子ども・子育て支援関連三法は成立しましたが、保育関係者をはじめ、研究者や弁護士団体等、全国各地の運動の成果で、児童福祉法第24条1項に「市町村の保育の実施義務」を残すことができました。この24条1項により、保育所に限るとはいえ、保育を受ける権利を主張し続けることが可能になったのです。保育所以外の施設・事業にも保育を受ける権利を拡大させ、子どもの保育に格差を持ち込ませないためにも、保育所を守り拡充させていくことが重要です。

政府はあくまで2015年4月施行を目指していますが、実施主体である市町村の多くが困惑状態であり、施行時には保護者も現場も大混乱することが予想されます。国・自治体と子ども・子育て会議に対し議論を尽くすよう要請するとともに、拙速な施行・実施を行わないよう、声をあげることが大変重要です。

現在、都市部では深刻な待機児童問題がある一方、過疎地域では保育所の存続自体が困難となり統廃合が進み、全国どこでも安心して働きながら子育てができる環境整備が必要です。しかし、国の規制改革会議では認可保育所への株式会社参入の促進や避難用屋外階段設置の緩和等、保育の規制緩和を求めています。そこには、子どもの最善の利益を保障する視点が欠けていると言わざるをえません。異議申し立てにたちあがった保護者をはじめ多くの保護者の願いは、安心して預けられる認可保育所の整備です。そのことをふまえ、子どもたちに必要な保育条件や保育のあり方を、私たち自身が積み重ねてきた保育実践をもとに、提起していこうではありませんか。

また新制度では、無理やり保育と教育とを切りわけて、「学校教育と保育を統一して提供するのが幼保連携型認定こども園」と定義し特別扱いをしています。しかし、そもそも保育とは、乳幼児期の特性をふまえた養護と教育を統一した営みです。私たち民間保育園は地域の保育要求にねざし、保護者ととともに子どもたちの発達を保障すべく保育してきたことを確認し合うとともに、広く世論にアピールしていきましょう。

今、これまで以上に粘り強い運動が求められています。国・自治体にむけた共同のとりくみを各地域で展開し、会員組織を広げながら、子どもの権利保障と保育制度の改善を一步ずつすすめていきましょう。

以下の行動を提起します。

1. 新制度の施行にあたっては保育所の保育水準・施設基準の後退を許さず、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任にもとづき、認可保育所の整備・拡充を主張します。
2. 国や自治体・子ども・子育て会議に対し、要請書を提出し懇談します。会員施設がある全ての自治体で、要請を行ないます。
3. 職員・保護者・地域の保育関係者と共に、新制度を学び、共同のとりくみを広げます。
4. 運動をさらに広げていくためにも、500施設を目指して会員を増やします。

2013年6月10日

全国民間保育園経営研究懇話会 第16回総会 参加者一同